

鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン

平成20年10月28日（告示第1564号） 一部改正

平成28年7月14日（告示第1476号） 一部改正

動生剤基準の鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（アジュバント加）不活化ワクチンの3.3.3、3.3.6及び3.3.7に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。